

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	株式会社MS－J a p a n
【英訳名】	MATCHING SERVICE JAPAN CO. , LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 CEO 有本 隆浩
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼社長CEO有本隆浩は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性の観点から必要な範囲を決定しております。当該評価範囲を決定した手順、方法としては、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業が人材事業であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、当連結会計年度計画の売上高の概ね2／3以上に達している事業拠点を重要な事業拠点としました。また、選定指標から外れた事業拠点について、今後の売上高拡大が見込まれる、長期にわたり評価範囲に含めていないなど、追加で評価範囲に含めるべき事業拠点がないかを検討して重要な事業拠点を選定しました。

そして、それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

具体的には、のれんに係る減損の可否を判定するプロセスについて、減損兆候の有無の判定には見積りや経営者の判断が伴い、連結財務諸表に与える影響も重要であることから、当該プロセスを評価対象に含めております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。